

電話及びインターネットを活用した遠隔支援について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の爆発的感染拡大を防ぐため、当面の間、支援対象事業者への訪問を伴わない支援について、従来の派遣支援と同様の取り扱いを行います。

2 遠隔支援の方法

派遣が決定した産業支援コーディネーターと、事前に調整した上で、電話による支援又はインターネットを活用した支援を受けてください。

(1) 電話による支援

- ・支援対象事業者による架電を受けて行う口頭による支援

(2) インターネットを活用した支援

- ・インターネット上のオンライン会議システム及びアプリケーションを用いた遠隔会議型の支援

3 支援の上限

- ・1日あたり5時間かつ1年度間に25時間を超えない範囲で行う
- ・25時間を超えて支援の継続を希望する場合は、支援対象事業者とコーディネーターとの間で契約を行う
- ・遠隔支援に要した時間は、派遣に要した時間と合算する
- ・遠隔支援に係る経費（通信費等）については、利用者の負担とする

4 期間

当面の期間の取り扱いとします。取り扱いを終了する際は、別途ホームページ上でお知らせします。